

(社)日本原子力学会
第4回倫理委員会議事要旨

日時 H14.6.10(月)13:30~16:40
場所 日本原子力学会会議室
出席者 西原、班目、安藤、北村、杉本、鈴木、樋口、矢野の各委員(8名)
梅津、田中、日野(NSネット=講演者)、梶原(傍聴者)

配付資料

- 資料4-1 第3回倫理委員会議事要旨(案)
- 資料4-2 倫理委員会の広報(HP案)
- 資料4-3 原子力学会倫理規程改定提案
- 資料4-4-1 NSネットの活動紹介
- 資料4-4-2 NSネットにおける技術者倫理問題への取組み
- 参考資料4-1 あなたは絶対に不正をしないと断言出来ますか
(暮らしの手帖98夏2002)
- 参考資料4-2 特集 内部告発 - 正義か密告か(中央公論2002.6)
- 参考資料4-3 エネルギー倫理(学会会議第17回環境工学連合講演会論文集)
- 参考資料4-4 NSネットパンフレット(事業の内容、他)
- 参考資料4-5 NSネットパンフレット(設立の経緯と活動、他)
- 参考資料4-6 NSネットパンフレット - 原子力安全文化ってなに?

議事

1. 資料4-4-1、4-4-2に基づきNSネットの活動紹介、NSネットにおける技術者倫理問題への取組みについての説明があった。
質疑応答の主なものは次の通り。
 - ・内部告発者保護の具体的動きはあるのか?
 - 改正炉規法が定めるのは法律違反の告発者の保護までで、これは当然なされるべきものである。NSネットではもっと広い範囲の問題提起を、メディアに対する内部告発ではなく、組織内で正しく吸収できるシステムを検討している。海外例では、75%の内部問題提起は、人事問題等への不満であり、法律違反の観点からでは対応できない。
 - ・「安全が損なわれた状態」といっても定義はあいまいである。それを指摘した者を不利に扱わない規程がないと、実効があがらないのではないか?
 - 海外例では3つの対応が許されるようになっている。上司に言うか、社内の倫理委員会に言うか、NRCに言うかである。企業としてはNRCへの告発は避けてもらいたいというのも当然であろう。そのための努力を企業が要求され、「Employee Concerns Program」を持っている。
 - ・NSネットはJCO事故がきっかけだが、風化を防ぐ努力は払われているか?
 - メーカーまで巻き込んだピアレビューなどが企業に与える影響は大きい。現在は影響が浸透している段階で、まだ風化は先である。常に改善したり、新機軸を見出していくとともに、社会とのコミュニケーションを進めることが風化を防ぐ要素となると考える。

- ・ NS ネットが原子力関係者としてはいくら良いものであっても社会が認めないのでは何にもならない。社会を変える努力はなされているか？
 - 外部とのコミュニケーションを心掛けている。原子力の専門家と公衆とをつなぐ役割を果たす者の育成も大切である。ピアレビューへの第三者オブザーバー参加などは、その具体例である。
 - ・ 透明性を言い過ぎると非公開情報の扱いで困らないか？
 - ピアレビューのレビューアーは公募ではない。また、ピアレビューは安全管理を対象としており、実際問題として公開できない情報は少ない。
 - ・ 企業秘密が維持できないのではないか？
 - 電力ではそれはない。メーカーの場合、直接の同業者はレビューアーにしないようにしている。
 - ・ 電力を介さないでメーカー間でヒヤリハット情報の交換がなされるようにならないか？
 - まだそこまではいっていない。しかし同一企業内で原子力部門を航空宇宙部門が見るなどの努力はされている。
 - ・ NS の範囲を放射線利用まで広げるつもりはないか？ 協力企業についてはどうか？
 - 費用負担などを考えると放射線利用は独自でやってもらったほうがよいのではない。協力企業については参加企業経由で、安全文化の浸透を図り、そのプロセスをレビューするようにしている。
 - ・ トップセミナーは本当にトップが参加するのか？
 - 原子力の最高責任者、たとえば大企業であれば担当副社長、原子力特化企業であれば社長自らが参加する。他に事業所長も必ず参加である。経営者の教育という役割を果たしている。
- 2 . 資料 4 - 1 に基づき前回議事要旨を確認した。
 - 3 . 鈴木委員から資料 4 - 2 に基づき倫理委員会のホームページ案について説明があった。ホームページを原子力に限らない一般的な技術倫理のサイトと位置づけることが了承された。今なぜ技術倫理が重要なのか、学会員のみならず一般人を対象として分かりやすく書き、質問も歓迎してそれに積極的に答えていくこととした。全体構成については引き続き鈴木委員が検討することとなった。倫理規程本体や倫理委員会ニュースのような部分については班目幹事が分担し、デザインについては安藤委員が心当たりをあたることとした。なお、現状では前文や憲章と行動の手引がまったく別のところにあり、関連する条項間にリンクも張られていない。このため行動の手引はそれだけで独立したものと読まれ、誤解を生んでいる。リンクを張ってアクセシビリティをあげること、デザインには必要な経費を投入し読んでもらえるものにする、等のコメントがあった。
 - 4 . 班目幹事から資料 4 - 3 の説明があった。学会倫理規程の改定提案は、大きく(1)個別条文の改訂提案、(2)概念等に関する問題提起、(3)全体的な提案、に分けられる。まず(3)の全体的な提案の主なものについて審議した。その結果、「前文」、「憲章」、「行動の手引」という全体構成は変更しないこととした。行動の手引がごちゃごちゃしていて整理が必要に見える主原因は憲章との間にリンクが張られていないためであり、リンクを張って構造が見えやすくすることとした。また自己を律する条文と他者への働きかけを要求している条文の整理、個人倫理と組織倫理の整理などは、現状の全体構成の中で工夫することとした。なお、現在ホームページに掲載されている Q&A は実際に会員や非会

員から寄せられた質問とそれに対するその時点での制定委員会の回答であり、歴史的事実として保存すべきものである。一方、倫理規程の解説としての Q&A を用意することも考えられるので、今後検討することとした。次回は(1)個別条文の改訂提案について順次検討することとし、コメント提出者で対案を示していない人は対案を提示するよう要望があった。

- 5 . 秋の大会で倫理委員会の活動報告をすることとし、委員会発足後の活動状況について鈴木委員が予稿集の原稿を執筆することにした。
- 6 . 技術倫理の関連情報が毎回参考資料として配られており、委員個人としては有意義ではあるが、外部の人も交えた勉強会を企画したらどうかという発言があり、今後検討していくこととした。
- 7 . 次回は7月16日(火)13:30~で、議題は(1)倫理規程見直し、(2)その他、とすることとした。